

三菱原子燃料株式会社  
使用前検査実施要領書

[その他の加工施設]

改訂履歴

回	改 訂 内 容	年 月 日
一	新規制定	令和元年7月1日

## 目 次

	頁
I 検査目的及び項目 .....	1
II 検査場所 .....	1
III 検査範囲 .....	1
IV 検査方法 .....	1
V 判定基準 .....	2
VI その他 .....	2
VII 添付資料 .....	2

## I 検査目的及び項目

本検査は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。）第16条の3第1項に基づき実施する核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和41年総理府令第37号。）第3条の6第3号に係る使用前検査について、核燃料物質の加工施設のうち、その他の加工施設が、認可した設計及び工事の方法の申請（以下「設工認申請書」という。）に従い撤去され、原子力規制委員会で定める技術上の基準に適合するものであることを確認するもので、以下の検査を実施する。

なお、原子力規制委員会で定める技術上の基準とは、加工施設の性能に係る技術基準に関する規則（平成25年12月6日号外原子力規制委員会規則第19号。以下「性能の技術基準」という。）第15条である。

1. 外観検査
2. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

## II 検査場所

三菱原子燃料株式会社  
茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1

## III 検査範囲

### 1. 検査対象施設及び範囲

○その他の加工施設（撤去する機器）

設置場所	機器名称	員数
工場棟 転換工場 原料倉庫	計量設備 大型秤量機 ■■■■■ 秤	
工場棟 転換工場 附帯設備室	製造附帯設備 アンモニア水製造装置	

### 2. 認可関係

認可年月日及び認可番号

平成31年4月11日 原規規発第1904115号

## IV 検査方法

1. 外観検査

(1) 検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

- ①撤去機器について、当該機器が撤去されていることを目視により確認する。
- ②機器の撤去後の床表面が樹脂系塗料（難燃性）で塗装されていることを目視により確認する。

撤去機器の位置の詳細は、添付資料－2に示す。

2. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

(1) 検査前確認事項

- ①申請者の品質記録が準備されていることを確認する。
- ②必要な図面等が準備されていることを確認する。

(2) 検査手順

設計の変更が生じた構築物等について、設工認申請書に従い工事が行われ、以下の性能の技術基準への適合性が確認されていることを、申請者の品質記録により確認する。

- ・核燃料物質等による汚染の防止（第15条）

V 判定基準

1. 外観検査

- ①設工認申請書に記載されたとおり、撤去機器が撤去されていること。
- ②機器の撤去後の床表面が樹脂系塗料（難燃性）で塗装されていること。

2. 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

設工認申請書に従って工事が行われ、以下の性能の技術基準に適合していること。

- ・核燃料物質等による汚染の防止（第15条）

VI その他

設工認申請書に記載されている核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の6第4号に基づく加工施設の性能検査をもって終了とする。

VII 添付資料

- 添付資料－1 立会区分表
- 添付資料－2 図1 機器配置図
- 添付資料－3 使用前検査成績書様式

## 立 会 区 分 表

施設名	機器の名称	重要度による区分		立会区分		備考
		安重区分	耐震重要度分類※3	外観検査	設計変更の検査※4	
その他の加工施設	計量設備 大型秤量機 3,500kg 秤※1 製造附帯設備 アンモニア水製造装置※2	非安重	—	A	B	[記号説明] A：立会検査 B：記録検査

※1：外観検査において、機器の撤去及び撤去後の床仕上げを確認。

※2：外観検査において、機器の撤去を確認。（撤去後の床仕上げの確認は、建物の新規制対応工事後に確認）

※3：耐震重要度分類については、機器の撤去のため、「—」とした。

※4：設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

	秤量設備・その他の加工施設	
	機器配置図	工場棟 転換工場
名称	図り設-1	図番

図1 機器配置図

三 菱 原 子 燃 料 株 式 会 社  
使 用 前 検 査 成 績 書

[その他の加工施設]

原子力規制委員会

## 使用 前 検 査 成 績 書

申請者及び事業所名	三菱原子燃料株式会社		
検 査 範 囲	その他の加工施設		
検 査 場 所	三菱原子燃料株式会社 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 6 2 2 番地 1		
申 請 年 月 日 及 び 申 請 番 号			
検 査 項 目	検 査 年 月 日	結 果	摘 要
外 観 検 査	年 月 日		別紙－ 1、 2 のとおり
設計変更の生じた構築物等 に対する適合性確認結果の検査	年 月 日		別紙－ 3、 4 のとおり
原子力施設検査官			
検 査 立 会 責 任 者 ( 役 職 名 )			
備 考	設工認申請書に記載されている核燃料物質の加工の事業 に関する規則第 3 条の 6 第 4 号に基づく加工施設の性能検 査をもって終了とする。		

検査前確認事項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社検査項目：外観検査

検査範囲	その他の加工施設		
確認事項	結果	確認方法	
申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録	
必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録	
備 考：			

## 外 観 検 査 記 録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検 査 範 囲 及び対象機器	その他の加工施設 計量設備 大型秤量機 ■■■■■ 秤 製造附帯設備 アンモニア水製造装置	
判 定 基 準	結 果	検 査 方 法
設工認申請書に記載されたとおり、撤去機器が撤去されていること。		
機器の撤去後の床表面が樹脂系塗料（難燃性）で塗装されていること。*		
<p>備 考：</p> <p>本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-5に示す。</p> <p>検査対象（確認した機器にレを記入する。）</p> <p><input type="checkbox"/>大型秤量機 ■■■■■ 秤（■基）</p> <p><input type="checkbox"/>アンモニア水製造装置（■式）【※を除く】</p>		

検 査 前 確 認 事 項

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

検査項目：設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査

検査範囲	その他の加工施設		
	確認事項	結果	確認方法
	申請者の品質記録が準備されていることを確認する。		記録
	必要な図面等が準備されていることを確認する。		記録
備 考：			

設計変更の生じた構築物等に対する  
適合性確認結果の検査記録

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

<p>検査範囲 及び対象機器</p>	<p>その他の加工施設 大型秤量機 ■■■ kg 秤</p>		
<p align="center">判定基準</p>		<p align="center">結果</p>	<p align="center">検査方法</p>
<p>設工認申請書に従って行われ、以下の性能の技術基準に適合していること。 ・核燃料物質等による汚染の防止（第15条）</p>			
<p>備考： 本検査で確認した申請者の品質記録等を別紙-5に示す。</p>			

記 録 一 覧 表

検査年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

検査場所 三菱原子燃料株式会社

No.	確認した書類の名称	文書番号、制定年月日等	備考*

\*備考欄の記載について

(外) : 外観検査、(適合) : 設計変更の生じた構築物等に対する適合性確認結果の検査